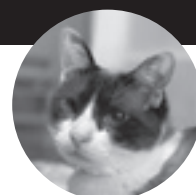
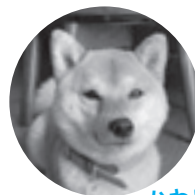


6月は動物の正しい飼い方推進月間

動物は適切に飼いましょう



ぼくたちが、
かわいいなら守ってね

- 飼っている動物の世話の方法やかかりやすい病気、周囲に迷惑をかけずにその動物の習性に合った飼い方ができているかどうかを再確認しましょう。
- 犬の放し飼いは、禁止されています。散歩は、犬を制止できる人が短い引き綱で行いましょう。
- 猫は屋内で飼いましょう。ふん尿や鳴き声による被害を防止でき、感染症や交通事故等の危険から猫を守ることができます。
- 動物からうつる感染症を予防するため、過剰なふれあいは控え、動物に触った後は必ず手を洗いましょう。
- 飼い犬が人をかんだ時は保健所へ届出し、かんだ犬が狂犬病の疑いがないかどうか獣医師の検診を受けさせることが必要です。
- 飼っている動物のふん尿は、飼い主が責任を持って処理しましょう。
- 迷子札やマイクロチップをつけるなどして、飼い主が分かるようにしましょう。

- 災害時に、飼っているすべての動物と同行避難できるように準備をしましょう。
- 適正に飼うことができない子犬・子猫を増やさないために、不妊去勢措置をしましょう。町では、手術費の一部を助成します。
- やむを得ない事情によりどうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。保健所・動物愛護センターでは新しい飼い主探しをお手伝いします。
- 動物を虐待したり捨てたりすると法律で罰せられます。

問い合わせ

千葉県動物愛護センター ☎0476-93-5711
 香取健康福祉センター(保健所) ☎52-9161
 町民課 生活環境係 ☎86-6072



▲メーターがどこにあるかわかりやすい



▲犬がいると困ります

- ・木の伐採・除草をお願いします。
- ・メーターボックス周りはきれいにしてください。
- ・犬は、メーターボックスから離れてつないでください。

メーター周りはきれいに、安全に

町では、5人の水道検針員が毎月上旬にご自宅に伺い、メーター検針を行っています。検針がスムーズに行えるよう、メーター周りの環境整備にご協力をお願いいたします。

水道メーター検針にご協力ください

生活もウイルス予防も蛇口から

水道週間スローガン

水道週間 6月1日～7日

令和2年度 水道水質検査の結果

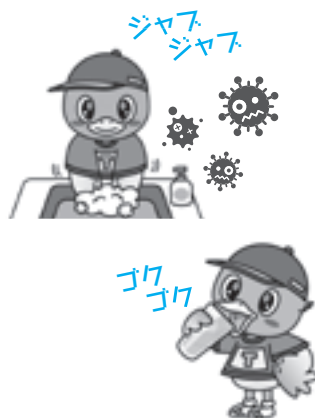
町では、皆さんが安心して水道水をご利用できるよう、水道法で定められた水質検査を水源の状況などに応じ適切に実施しています。

令和2年度の水質検査結果において、町の水道水は51項目の水質基準すべてに適合していました。

水質検査の詳細な結果については、町のホームページや水道系の窓口でも閲覧することができます。今後の水質検査計画に役立てるため、皆さんのご意見をお寄せください。

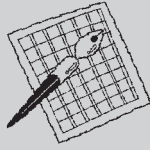
問い合わせ

まちづくり課 水道係
 ☎6077





町長日誌 (4月)



- 1日 庁議、新年度訓示、辞令交付
- 5日 佐原川排水等対策連絡協議会、庁議連絡会議



▲佐原川排水等対策連絡協議会

- 7日 東庄小学校入学式、東庄中学校入学式
- 13日 新記事表敬訪問
- 14日 中央社会保険医療協議会
- 15日 日本サッカーを応援する自治体連盟要請活動・合同役員会(衆議院第一会館)
- 16日 県新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 17日 旭市役所竣工式(旭市役所)
- 19日 東庄町教育研究協議会定期総会
- 21日 まちづくり会議
- 24日 県新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 28日 全国町村会政務調査会各委員会・正副会長会(自治会館)
- 30日 庁議

ご寄付を いただきました



株式会社ザファーム(代表取締役武田泰明氏)より消防団(東庄町・香取市・多古町)へご寄付いただきました。

- ◆新型コロナウイルス感染症対策マスク…………… 10,000枚
- ◆温泉施設「かりんの湯」無料利用券…………… 2,000枚



▲左はヤマト運輸株式会社 成田主管支店長 青澤 勇氏

町とヤマト運輸株式会社は5月11日(火)に、協定を締結しました。

今後見守り活動の協力機関として、異変に対する早期発見や孤独死防止につながることを期待されます。

また、身の回りで「いつもと様子が違う」、「心配ごとがあるようだ」と感じる人がいましたら、地域の民生委員・児童委員または健康福祉課までご相談・お知らせください。

問い合わせ
健康福祉課 ☎ 33300

ヤマト運輸株式会社と協定を締結

東庄町見守りネットワーク

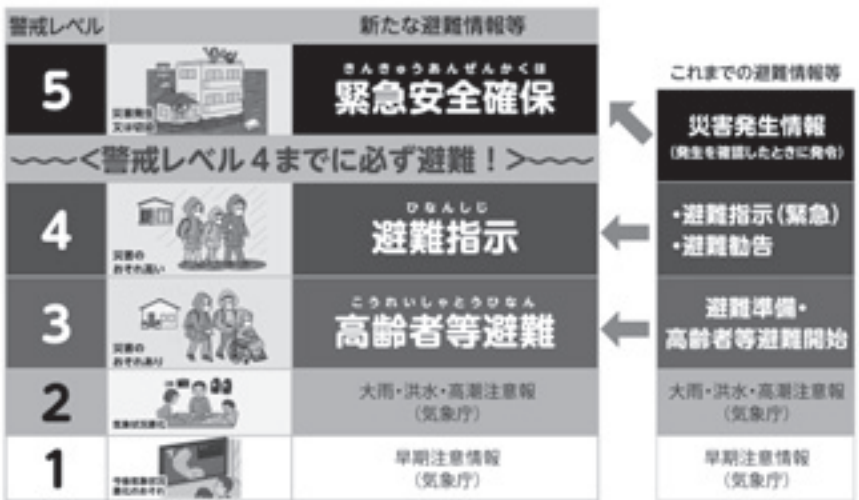
町では、令和2年度までに16カ所の民間事業所と、見守りネットワーク事業に関する協定を締結しています。

各事業所は、日常業務の中で地域の見守り活動を行い、町民の異変に気付いたり相談を受けたりした場合は、速やかに町へ連絡をしていただきます。

令和3年5月20日から避難勧告は廃止

避難指示で必ず避難しましょう

これまであった「避難勧告」と「避難指示」は、違いが分かりにくいとして「避難指示」に一本化されました。今後、避難指示が出た場合、危険な場所にいる人は、全員避難しましょう。



避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。

この記事の詳細は7月号で掲載予定です